随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（ICTイノベーション推進室分）（令和6年6月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	ICTイノベーション推進室	228-7264	大阪版デジタル人材シェアリング業務（DX推進計画実行等及びシステム関連費用精査・システム更改助言に係る支援）	西日本電信電話株式会社　関西支店	2,399,760	R6.6.4	「大阪版デジタル人材シェアリング業務」は、大阪府と府内市町村で足並みを揃えてシステム等を調達することで、行政DXの推進を通じた住民QOL（生活の質）の向上や業務効率化と財政負担軽減の両立を図る観点から、大阪府と府内43市町村で構成する大阪市町村スマートシティ推進連絡会議（通称：GovTech大阪／事務局：大阪府スマートシティ戦略部）が、複数自治体をとりまとめて共同調達を実施したものである。 このため、共同調達を実施した結果、事業者選定された西日本電信電話株式会社と各自治体との間で契約することが前提となっており、当該業者以外に本業務を履行できるものはないため、随意契約を行うものである。 なお、事業者選定に際しては、大阪府の手法に準拠して適正に実施しており、手続きの透明性・公平性が担保されているとともに、価格についてもスケールメリットが働いており妥当性が確保されているため、本市が単独で同様の調達を行う場合よりも経済合理性がある。	1者随契	
2	ICTイノベーション推進室	228-7264	施設予約システム施設追加業務	株式会社オーイーシー	1,628,000	R6.6.24	本業務は施設予約システムに新たに8施設を追加するもので、当該システムを継続して使用することを前提として、システム全体の機能を損なうことなく施設追加に対応することを目的としているため、目的を達成しつつシステムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、マスタの変更内容・テスト内容・詳細なシステムの内容や手順を把握し作業を行うなど、システムに係る詳細な知識および技術が必要不可欠であり、システムを構築したもの以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に構築業者以外の者が本業務を履行すると、システムの詳細な知識等を有していないことから、重大な設定や必要なテストの漏れ、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステム稼働に影響を与えることが予想され、システム自体が正常に稼働しないなどの事態が発生する可能性があり、システムが停止することにより市民が施設の予約を行うことができないなど、市民サービスへ重大な影響を及ぼす恐れがある。 以上のことから、システムについての詳細な知識等を有し、システム全体の機能を損なうことなく本業務を履行できるのは、システムを構築した業者である株式会社オーイーシー以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。	1者随契	
3									
4									